

平成26年7月10日

米子市議会議長 様

(提出者)

団体名 さよなら島根原発ネットワーク
連絡先 米子市錦町1-36
新田 ひとみ (電話090-4571-6576)

(件名) 島根原発の再稼働に対する慎重な判断を求める陳情

陳情理由

2011年3月11日に起きた東京電力(株)福島第一原発事故は、原発立地自治体はもちろんのこと、福島県、近隣県、そして全国に甚大な影響を及ぼしました。東京電力(株)福島第一原発では、いまだ汚染水漏出を止めることもできず、高線量の放射線を浴びながら、約3000人の作業員が収束作業を続けています。そして、福島県内外において約14万の方々が困難な避難生活を強いられ、故郷に戻る見通しさえ立たない方、戻ることをあきらめざるを得ない方、不安を抱えながら故郷で暮らすか苦渋の選択を迫られる方々がたくさんおられます。故郷で安心して暮らし、営み、次の世代を育む、という当たり前の権利が、奪われているのです。

福島および近隣地域が直面しているこのような現実、ひとたび原発が重大事故を起こせば、原発周辺自治体は居住困難となり、一切の生活・経済活動を主体的・計画的におこなうことが不能となることを突き付けています。

現実起きてしまった原発事故により、周辺30km圏内の自治体はおろか、50km離れていても、気象条件次第で高濃度の放射性物質による汚染が避けられないことも明らかとなりました。原子力規制委員会は新しい規制基準を策定し、各原発における安全対策を求めています。この基準は原発の安全を担保するものではありません。そしてこの規制基準は「フィルター付ベント」と称して、事故時には、放射性物質を原子炉内から周辺に放出することが前提になっています。この放出される放射性物質が、周辺地域にどのような影響を及ぼすかを見極めなければ、実効性のある避難計画を立てることは不可能であり、住民の安全は保証されません。

例えば、「広域住民避難計画」は、まだまだその有効性・実効性を確認するための試行錯誤の状態であり、市民の安全・安心を保証するものとはなっていません。さらに、たとえ避難できたとしても、福島での現状を見れば明らかなように、元の住居地へ、長期にわたり帰還できず(帰還そのものが不可能になる場合も想定され)、その後の長期の生活がどのようになるのかに関しては、この計画の中でも「考え方の記載にとどめる」のみで、何ら具体的な内容には至っていません。

以上の理由により、米子市議会に対して、市民の安全を守る立場から中国電力(株)島根原子力発電所における発電用原子炉の再稼働に関して、「陳情事項」に記載した点を満たすことを慎重に検討し、判断されることを陳情します。

陳情事項

中国電力(株)島根原子力発電所における発電用原子炉の再稼働の判断においては、万が一の事故時において、住民が被曝することのない安全な広域避難実施が担保されることは必要不可欠であり、市民の安全・安心を確保する観点から、慎重かつ十二分に検討され、判断されることを求めます。